

令和 8 年度 特別職報酬等審議会

(第 2 回審議会 要点筆記)

(令和 8 年 7 月 28 日開催)

令和8年度 第2回日田市特別職報酬等審議会

《審議会議事録（要点）》

●日 時 令和8年7月28日（火） 14：00～15：50

●会 場 市役所4階庁議室

●出席者

（1）委 員	嶋崎 健二	委員	森 正憲	委員（職務代理）
	井上 營吉	委員（会長）	瀬戸 亨一郎	委員
	飯田 哲雄	委員	河津 建夫	委員
	諫本 憲司	委員	田邊 徳子	委員
	増田 理史	委員	梶原 治	委員

※ 井上会長は20分程度遅れての出席となり、それまでの間は職務代理者の森委員が会議の進行を行ったもの。

（2）事務局 総務企画部長 総務課長 総務課主幹（総括）給与厚生係担当
総務課主幹（総括）人事係担当

1. 会長あいさつ（会長職務代理者 森委員）

前回の第1回審議会では、事務局より現在の改定状況や他市の状況についてご説明いただき、活発なご意見をいただきました。

本日、第2回目となります本審議会では、報酬等の額の改定の必要性の有無について、方向性を決める大切な回でございます。

委員の皆様には、昨今の社会経済情勢の変化や他市との均衡、また市民の皆様の視点も踏まえながら、忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 本日の議事進行について

会長職務代理より事務局に対し、本日の会議進行の説明を求めた。

事務局より、本日の進行は次のとおりである旨の説明があり、事務局案のとおり進めることについて、異議なしで承認されたもの。

- ・第1回審議会の議事録の確認
- ・資料の説明
- ・審議
- ・第3回審議会の開催日時の確認

3. 第Ⅰ回審議会の議事録の確認

近日中に市のホームページで公開することを決定

4. 資料の説明及び審議

<主な意見等>

発言者	内 容
事務局	【第Ⅰ回審議会資料（別紙Ⅰ）の修正事項の説明】 ・日田市特別職報酬等改定状況：令和２年７月から令和３年３月までの間、議長・副議長・議員についても報酬月額の５％カットを実施していたが、表への記載が漏れていたため、お詫びして訂正した。 - また、議員の期末手当の算定にあたり、加算率が令和２年度に４０％から２０％へ減率され、現在は２０％で運用されている旨を補足した。
事務局	【前回持ち越し事項について（実質公債費比率の件）】 ・前回の審議会において委員から質問のあった実質公債費比率の上昇理由について説明した。 - 令和３年度（４．１％）と比較して令和５年度（５．５％）・令和６年度（５．４％）と比率が上昇した原因は、返済額の増加ではなく、地方交付税の算定による収入規模の減少によるもの。
委員	もう少しわかりやすい説明をお願いしたい。
事務局	実質公債費比率の算定の計算にあたり、分子が借金の返済額、分母が市の税収と交付税等を合算した収入額となる。分母となる収入額が減少したために比率が上昇したもの。
事務局	【市議会議員の年齢構成について（追加資料Ⅰ）】 ・左側の「年齢順一覧表」は、本年５月１日時点における日田市議会議員の年齢を一覧にまとめたものである。なお、議員定数は２２名であるが、現在１名の欠員が生じており、在職議員は２１名となっている。 - 右側の「年齢割合表」は、左側の一覧表をもとに議員の年齢を年代別に区分し、各年代の人数と全体に占める割合をまとめたもの。
事務局	【等級及び職制上の段階ごとの職員数について（追加資料２）】 ・市の一般職員について、等級及び職制上の段階ごとの職員数をまとめたもの。 - 一般職員の給与体系はⅠ級からⅦ級までのⅦ段階の等級で構成されており、等級が上がるほど職責が高く、給与水準も高くなる仕組みとなっている。

事務局	【審議にあたって考慮すべき事項（資料１） ・ 審議にあたって考慮すべき事項は、本日の審議にあたり委員に特にご留意いただきたい事項を整理したもので、第１回審議会で説明した内容を取りまとめたものであるため、詳細な説明は省略するもの。 ・ 特別職に関する考慮事項（３ページ） ① 給料の改定状況と現行額、 ② 他市との比較（均衡）：県内 14 市及び九州類似団体との比較において、本市の特別職給料の位置づけと他市の動向を整理したもの。 ・ 議員に関する考慮事項（４ページ） ① 報酬の改定状況と現行額：これまでの議員報酬の改定経緯と現在の報酬月額の水準を整理したもの。 ② 他市との比較（均衡）：県内 14 市及び九州類似団体との比較において、本市の議員報酬の位置づけと他市の動向を整理したもの。 ③ 議員のなり手不足と定数削減：議員のなり手不足の現状と議員定数の削減経緯を整理したもの。 ④ 市民の意向：市民懇談会のアンケート結果をもとに、議員報酬に関する市民の意向を整理したもの。 ⑤ 議員定数等調査特別委員会が提示する３つの報酬案：特別委員会が当審議会に委ねることとした３つの報酬案を整理したもの。 ・ 特別職及び議員に共通する考慮事項（５ページ） ① 社会経済情勢の変化（物価上昇・給与動向）：特別職及び議員の報酬が据え置かれてきた中での物価上昇の状況と、一般職員の給与改定率の推移を整理したもの。 ② 市の財政状況：財政力指数や実質公債費比率など、本市の財政状況の指標を整理したもの。 ③ 景気動向：日田商工会議所が実施する市内企業景気動向調査の結果をもとに、本市の景気動向を整理したものと市民税（個人・法人）の調定額を整理したもの。
委員	市議会議員の期末手当について、令和２年から加算率が４０％から２０％に減率されたとのことだが、期末手当算定に当たっての計算方法について伺う。
事務局	報酬月額に加算率２０％と支給月数３．３月分を乗じて算出するもの。
委員	実際に支給される期末手当の額を伺う。

事務局	議員の令和８年度における期末手当の年間支給額は、151万2,720円となる。 ※資料の事務局の説明及び質疑応答が終了し、審議に入る前に議事の進行を会長職務代理者から会長へ交代する。
委員	審議に入る前に、利害関係者が傍聴していると委員が気兼ねして率直な意見を述べられなくなることが危惧される。審議を公開のまま続けてよいか、非公開とすべきか、判断を求めたい。
会長	第１回審議会は公開としたが、傍聴者はマスコミのみであった。今回は利害関係者が傍聴しており、委員が気兼ねして率直な意見を述べられなくなることが危惧される。審議を円滑に進めるためには利害関係者に退席を求めることも考えられるが事務局として見解はあるか。
事務局	第１回審議会では公開とする旨を決定したが、傍聴者を特定の者に限定する指定は行っていなかった。利害関係者が傍聴することで率直な意見の交換と意思決定の中立性が損なわれるおそれがあれば、審議の都合上、傍聴者に退席を求める旨の議決があれば、傍聴者には申し訳ないが、審議を公平に進めるため、この回の審議会の判断が優先されるべきと考える。
委員	審議会の議事録を公開するのであれば、非公開としてもいいのではないか。
会長	採決の結果、審議にあたっては、非公開とすることで委員の意見が一致したため、非公開とする。
会長	一般の議員の報酬月額から審議を始める。
委員	議員の期末手当の加算率の仕組みについて伺う。
事務局	議員の期末手当については、公務員と同様に、報酬月額に職務の困難性に応じた加算を行い、支給月数を乗じる仕組みとなっている。長年にわたり期末手当に４０％の役職加算を行った上で支給月数を乗じていたが、令和２年にこの加算率を４０％から２０％に引き下げた。今回の審議対象は役職の困難度に関するものではなく、２０％が加算された状態で計算されることのみご理解いただきたい。
委員	他の自治体でも同様の制度を採用しているのか。加算率については自治体によって差異があると思うが、日田市の加算率は決して高いものではないと認識

	している。職員は生活給として理解できるが、議員は生活給ではない。それでも職員と同様に加算率を適用していくことが通常なのか。
事務局	加算率については国の制度に準じたものであり、通常の相場や景気の動向によって左右されるものではない。また、同様の制度はどの自治体においても採用されているものである。加算率については 15%のところもあれば 40%のところもあり、場合によっては 40%を超える自治体もあると認識している。
会長	令和 2 年から、日田市の議員期末手当の加算率が他の自治体と比較して高い水準にあったことから、他の自治体並みに 20%引き下げる対応を行った。議員の期末手当についてはその水準を継続している。
事務局	第 1 回審議会の資料別紙 5 及び別紙 6 に、県内各市の状況として加算率の欄を設けている。議長の欄を例に挙げると、日田市の期末手当の支給月数は 3.30 か月、加算率は 20%である。これに対し、大分市・別府市は加算率 40%、中津市は支給月数 3.50 か月、加算率 15%となっている。 具体的な金額で比較すると、日田市の議長の期末手当は支給月数 3.30 か月に加算率 20%を適用した場合、約 177 万円となる。一方、中津市の場合は支給月数 3.50 か月に加算率 15%を適用すると約 180 万円となり、中津市の方が 2 万円から 3 万円程度高い水準にある。
委員	加算率が他市と比較して高いからといって、期末手当の支給額が多くなるわけではないことが確認できる。
委員	議長、副議長、議員のいずれの報酬については、県内他市及び類似団体と比較した場合、中程度の水準にあるとの認識でよい。
事務局	ご指摘のとおり、現時点では県内及び近隣市と比較して概ね中間程度の水準を維持している状況である。物価の高騰や公務員の給与水準の上昇を踏まえ、他の自治体においても報酬の改定が徐々に始まっている状況であることから、あくまでも現時点では中間値という位置付けになると考えている。
会長	人口規模が大きい自治体ほど報酬月額も高い傾向が見られる。
委員	今後、他市においても報酬月額を改定する動きが予想される。また、資料からは人口規模と比較して高い水準にある自治体も見受けられる。

事務局	別紙５に記載のとおり、令和６年から令和７年頃より物価の高騰に対応した報酬審議会による改定がなされつつある状況である。それ以前は、景気のデフレ状況やコロナ禍の影響もあり、改定はほぼ据え置きとなるのが一般的であった。しかしここ数年は、概ね２万円程度、多くて５万円の増額改定が行われている状況にある。
会長	一般的に、公務員や一部上場企業の給与は上昇している一方で、地方の中小企業における給与のベースアップは十分に進んでいないのが実情である。地方に行くほど、地域の民間給与と公務員給与との格差が広がっている状況にある。 公務員は国の方針に従い給与改定が行われるが、地方の中小企業においては経営状況等により必ずしも同様の対応が取れるわけではない。 そのような状況の中で議員報酬を引き上げることについては、市民の目線からどのように映るかという点も懸念されるところである。 大手企業が給与を引き上げる一方で、中小企業ではなかなか上昇に至らないという現実も踏まえる必要がある。
委員	今春闘においては、従業員３００人未満の中小企業においても５％程度の賃上げに取り組んでいる状況にある。賃上げが進まなければ人材が集まらず、また人材の流出が続けば更なる人口減少につながるという懸念もある。 経営者にとって賃上げは容易ではないことは理解しつつも、こうした状況を踏まえると、議員報酬についてもある程度引き上げる必要があると考える。
委員	議員の年齢構成を見ると年金受給者が多く、また副業を行っている方もいると思われる。優秀な人材を確保するために報酬を引き上げることは理解できるが、市民の目線から見た場合にどのように受け止められるかという点も考慮する必要がある。
委員	現状では年金受給者に偏りが見られるが、若い世代や女性にも議員として参画してもらうことが重要である。 そのためには、会社を辞めて議員活動に専念できるくらいの、ある程度の報酬保障は必要ではないかと考える。
委員	年齢によって報酬に格差を設けることが出来たら理想的だと思う。
委員	議員の年齢層を見ると、今後は若い世代や女性にも積極的に参画してもらうことが求められる。しかしながら、現状の報酬水準では、議員を志そうという意欲につながりにくいのが実情ではないかと考える。

	災害対応、リスク管理ということが求められるので報酬を上げることは必要だ考える。
委員	議員の報酬の前に、市の特別職の給料について議論した方がいいのではないかと思う。
事務局	これまでのご意見を伺う限り、議員報酬については考慮すべき事項が多岐にわたることが確認できた。一旦ここまでの議論を整理した上で、他の議題である特別職の報酬についての議論を進め、その後改めて議員報酬の議論に戻るという形で進めさせていただいてはいかがでしょうか。
会長	それでは、市長の給料について審議を行う。事務局より説明をお願いする。
事務局	第1回目の資料の別紙1をご覧いただきたい。これまでの報酬改定の状況については、別紙1の上段に市長・副市長・教育長（当時は収入役も含む）の改定経緯を記載している。また、他団体との比較については別紙3及び別紙4において、県内の状況および九州の類似団体（人口規模が近い団体）との位置付けを記載している。 本日は別途、第2回目のA3資料3ページ目として、審議にあたって考慮いただきたい事項を改めて取りまとめた。現行の月額については市長・副市長・教育長それぞれの金額を示すとともに、他市との比較均衡の状況、九州の類似団体の状況を記載している。また、他市における近年の動向として増額改定が続いている旨についても記載しているので、これらを踏まえた上でご審議をお願いしたい。
会長	現在、市長の給料について、給料カットは行われていないか。
事務局	令和5年8月の時点でカットは全て解消され、現在は月額87万2,000円で推移している。なお、給料カットについては選挙後の在任期間中に適用されていたものであり、在任期間の終了をもって現行の87万2,000円に戻っている。
委員	市長の職務は責任が重く、何か問題が生じた際には自らが責任を負う立場であり、土日も関係なく職務に当たっている。 そのような職責を考えれば、市長の給料は相応に高くあるべきであり、そうでなければ優秀な人材が市長を志す意欲にもつながらない考える。県内他市の状況等も考慮する必要があるが、その点は踏まえた上で議論すべきである。 なお、副市長については、県や国からの出向という形で就任されているのか。

事務局	近年の副市長については、県職員または国家公務員が就任しており、前回は林野庁、現在は国土交通省からの派遣となっている。 ただし、いずれも「割愛」という形をとるため、国家公務員の身分を退職した上で日田市に着任いただいている。 なお、定年年齢に達していない方については、副市長退任後に改めて国家公務員として採用され、元の職場に復帰できる手順が設けられている。これは県職員の場合も同様である。 一方、年齢の都合上、県職員を退職した後に元の職場へ戻ることができなかった方も過去にはおり、そのまま副市長を退任した方もいる。
委員	市民の立場から見ると、副市長の存在感や役割が見えにくい面があり、その割には報酬が高いという印象を受ける。 一方、市長については職務の大変さを考えると現在の給料は決して高くはなく、引き上げるべきであると考ええる。
会長	市長の給料をもう少し引き上げるべきとのご意見が出たところであるが、仮に引き上げるということであれば、いつから、いくらにするかという点についても決めていく必要がある。具体的な金額でも、現行からの増減率でも構わないので、まずは改定を行うかどうかについて皆さんのご意見を伺いたい。 ※引き上げて良いとの声が多数あり
委員	これまでも振り返ると、物価はなかなか上がらない状況が続いていたが、ここ2、3年でようやく上昇傾向に転じてきている。 特別職の給料については平成18年から実質的に変わっていない状況であり、今後どのように対応すべきか考えなければならない。 市長については特に職責が重いと感じており、副市長・教育長については、昨今の物価上昇を踏まえると現状据え置きのみでよいと感じている。
事務局	参考としてモニターをご覧いただきたい。 例えば月額を1万円引き上げた場合、給料月額88万2,000円となり、期末手当を加算した年間支給額は15万9,000円の増となる。同様に、2万円引き上げた場合、3万円引き上げた場合についてもモニターに表示している。 県内順位については、1万円の引き上げでは現行と同じ5位のままであるが、2万円または3万円引き上げた場合は県内3番目の水準となる。審議の参考としていただきたい。

会長	他の市町村においても、現在、報酬審議会を開催して、報酬改定を行おうとしているか。
事務局	他の市町村の状況については別紙３に記載のとおりであり、黄色で着色している団体についてはすでに改定が行われている。 また、報酬審議会を毎年開催している団体もあり、そういった団体の動向については把握できている。 本審議会については他の団体よりもスケジュールが若干早く進んでいる関係上、現時点ではすべての情報が入っているわけではない。 ただし、物価高騰を背景に、事務局レベルでは報酬改定に取り組む必要があるという認識は共有されており、その旨の情報は届いている。具体的な内容についてはまだ確認できていない状況である。
委員	期末手当の支給月数について、議員は 3.3 か月分であるが、市長は 3.25 か月分という理解でよいか。
事務局	第 1 回目の審議会資料の別紙 2 右上の表をご覧ください。 この表は内閣総理大臣を例として示しているが、国の特別職に相当する方々の期末手当の支給月数を示したものである。 基本的にはこの支給月数の増減に連動して改定されることになるが、各市町村においては地域の状況や、過去に不祥事等により処分を受けた経緯なども踏まえた上で、現在の支給月数が設定されている。 したがって、ベースは国の制度に基づいているものの、現在の支給月数については、その後の各市町村の判断によるものとなっている。 他市では、支給月数 3.5 月が多い状況。 支給月数については、毎年行われる人事院勧告または人事委員会勧告によって示されるものであり、国と全く同じにするわけではないが、その増減幅を参考にしながら毎年度改定のタイミングを見極めていくこととなる。 したがって、支給月数については本報酬審議会のみで決定されるものではなく、国の制度の動向に応じて変わっていく性質のものである。
事務局	モニターの数字を更新したので確認いただきたい。 １万円を起点に 5,000 円刻みで試算した結果となっている。 県内順位については、１万円引き上げた場合は県内 5 位、１万 5,000 円引き上げた場合は県内 4 位、２万円以上引き上げた場合は県内 3 位の水準となる。

委員	今後、他市においても給料の引き上げが行われることが見込まれるため、現時点での順位にこだわる必要はないと考える。
委員	日田市の水準を中津市と同程度とすることが妥当と考えることから、１万5,000 円の引き上げとするのはいかがか。
委員	大分県内で３位の水準である市に合わせて２万円引き上げるのはどうか。
会長	市長の給料については、委員の多数意見により、月額２万円引き上げることに決定する。 ※全委員の承認あり
会長	続いて、副市長の給料について審議を行う。
委員	副市長の給料については、類似団体と比較して高い水準にあることから、現状据え置きが妥当ではないか。
会長	副市長の給料については、委員の多数意見により、据え置きに決定する。 ※全委員の了承あり
会長	続いて、教育長の給料について審議を行う。
事務局	現在の給料月額は 60 万 2,000 円であり、類似団体と比較した場合、給料月額では 8 番目、年額では 9 番目の水準となっている。 県内における順位については、給料月額・年額ともに 5 番目に位置している状況である。
委員	天瀬地区には、五馬中学校のように 1 学年 3 人程度という状況の学校がある。 小中一貫教育の導入など柔軟な対応が必要ではないかという意見もある。 少子化が進む中、今後もこのような状況が続くことは明らかであり、教育行政としてしっかりと対応していただく必要がある。そのためにも、給料を引き上げた上で、より一層の取り組みを期待したい。
委員	日田市の教育における学校の統廃合については、これまで統廃合ありきで進められてきた面があったと感じているが、将来を見据えた上での統廃合であったかという点については疑問が残る。 これは教育長の良し悪しを問うものではないが、給料についてはもう少し引

事務局	き上げてよいと考える。 ただし、それに伴い、子どもたちのための教育行政に対して、より一層の取り組みを期待したい。 日田市は交付税も含め大きな財源を教育に充てていると思われることから、給料を引き上げる以上はそれに見合った成果を期待したいと思っている。 また、学校の統廃合と地域のインフラ整備が連動していないと感じる場面もあり、縦割り行政の弊害とも言えるこうした課題についても、しっかりと取り組んでいただきたいと考える。 第3回目に予定している答申の段階では、意見を提出する方法として2つの形式が考えられる。 1つ目は、答申書の中に期待する事項を明記する形式である。 2つ目は、本日いただいたご意見のように、数値等で明確に示すことが難しい感覚的なものも含め、答申書を提出する際に「審議の中でこのような意見があったため、十分に留意されたい」または「期待する」といった内容を申し添える形式である。 本日いただいたいくつかのご意見については、事務局において次回までに案を整理した上で、附言として添える形にするか、答申書に盛り込む形にするかを改めて整理させていただきたい。
会長	市民としても教育長に対し、学校が正常に運営されることを期待している。仮に学校内において深刻な問題を抱えた児童生徒への対応が不十分であったり、教職員間のトラブルが生じているようであれば、教育長としての資質が問われることになる。しかしながら、現時点では学校における大きなトラブルはあまり聞き及んでおらず、その点については概ね適切に運営されているのではないかと感じている。
委員	鹿児島にはサッカーの強豪校が複数あり、優れた指導者がいることで全国から生徒が集まってくる。 まちづくりの観点からも、そのような優秀な監督やコーチの存在が地域の魅力につながっていると感じる。 日田市においても、優れた指導者を招くことで全国から生徒が集まるような取り組みができれば、子どもたちにとっても魅力ある環境になるのではないかと感じている。
委員	日田市にはサッカー場がなく、サッカーに取り組む子どもたちが多くいるにもかかわらず、練習場所が確保できていない状況にある。

事務局	子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう、環境整備に取り組んでいたきたい。 個別具体的な内容を答申書に盛り込むことは難しい面もあるが、例えば「教育環境の充実整備に努めるよう要望する」や「教育長としての任務を十分に認識し、環境整備に取り組むこと」といった表現で意見を付言することは可能ではないかと考える。 ただし、現状においてスポーツ施設は市長部局が所管していることから、その点については市長への要望という形になる。 本日の議論の流れとして、教育・子ども・習い事といった一連のテーマが取り上げられたが、所管の違いによる壁が存在することも事実である。 そうした点も含め、「教育環境の充実」または「子どもたちの健やかな成長のための環境整備」といった観点からの意見を答申に盛り込むことも検討してよいのではないかと考える。
委員	現在の教育行政は堅実に運営されていると評価している。 しかしながら、社会の多様化が進む中において、やや堅実すぎる面もあるのではないかと感じている。将来を見据え、先進的な教育施策を積極的に取り入れ、推進していただきたいと考える。
委員	最終的には財源の問題に行き着くと考える。 教育環境の整備を進めるにあたっては、現在の児童生徒数と学校数のバランスについて、どこかで判断を下す必要がある。 すべてを廃止することはできないが、取捨選択を行わなければ、教育環境の充実は実現できない。 これまでそうした判断を先送りにしてきた面があったように感じており、今まさに英断が求められる時期に来ていると思う。 今年生まれた子どもが6年後、12年後に何人になるかはすでに見通せるものであり、少子化の進行は明らかである。それにもかかわらず、これまで必要な対応が十分に取られてこなかったことは、大変もったいないことであったと感じている。
委員	日田市には立派な施設が整備されているにもかかわらず、施設が傷むことを懸念して貸し出しを断るケースがあると聞いており、何のために整備した施設なのかという疑問を感じる。施設が有効活用されていないのは問題である。せっかくある施設をより広く市民に開放できるよう、行政としてしっかりと指導・調整していただきたいと考える。

事務局	本日いただいたご意見については、繰り返しになるが、要点筆記の形ではあるものの会議録として公表するとともに、担当部局にも提供し、このような意見があったことを共有する。教育担当部局にも当然配布されることになるため、ご意見を適切に伝えることは可能であると考えている。 また、最終的な手段としては、答申書への記載、または答申にあたっての付言という形をとることも可能である。この点については、第3回目の審議会において改めて整理させていただきたいと考えている。
委員	新たな施策に取り組もうとすれば、反対勢力からの反発を受けることもあるが、それを乗り越えてこそ新たな試みが生まれるものである。 ともすれば、公務員の方々はそうした変化を嫌がる傾向があることも事実である。 しかしながら、真に熱意を持って取り組まなければ、教育行政は変わらない。日田市の教育長にも、そのような強い意志と情熱を持って職務にあたっていたきたいという思いがある。
委員	今後の取り組みへの期待を込めて、給与の引き上げについては賛成である。
委員	1万円の増額が妥当ではないか。
会長	教育行政が大きく変わることへの期待を込めて、給与のベースアップについて検討いただきたい。 日田市の教育長の給与水準は決して高くはなく、類似団体と比較しても低い水準にあることは把握している。大分県内の他市が全体的に低い水準にある。 仮に日田市が給与を引き上げることで、大分県内の他の市町村においても給与水準の見直しにつながるのではないかと期待している。 例えば月額1万円程度引き上げた場合、どの程度の水準になるのか、具体的な試算を示していただきたい。
事務局	モニター画面にお示したとおり、月額1万円から4万円の増額について、5千円刻みで整理した。 県内順位については、1万5千円までの増額であれば現状の順位に変動はないが、それ以上の増額となると順位が変わる状況である。 市長とは若干異なる部分もあるが、県内3番目の水準である中津市と同程度とするためには、中津市の年間給与総額が1,025万6,000円であることから、2万5千円から3万円程度の改定が必要となる。一方、市長においては現時点で2万円の増額を想定しているとのことであり、参考としてお伝えする。

会長	市長と同じ金額の２万円を増額すると試算はどうなるか。
事務局	月額２万円増額した場合、年間給与総額は９８８万９,８００円となる。また、改定による増加額は年間３１万８,０００円となる。
委員	１万円の増額が妥当ではないかと考える。
会長	教育長の給料については、委員の多数意見により、月額１万円引き上げることに決定する。 ※全委員の承認あり
会長	議員の報酬の審議に戻ります。
会長	議員報酬については、なかなか結論が出にくい面もあるが、一つの視点として申し上げたい。 民間企業においても、同じ職務に就く者には序列があり、昇給や賞与によって経験年数が処遇に反映されるのが一般的である。 しかしながら議員の場合、２０年・３０年のベテラン議員であっても、新人議員と同じ報酬水準となっており、経験に応じた差をつけることができない。そのような構造上の難しさもあることを踏まえながら、議員報酬のあり方について、皆様にご考慮いただければ幸いである。
委員	今回の議員定数削減により２名分の減となるが、それに伴う財源的な効果として、報酬およびその他関連経費を含めた削減額は、概算でどの程度になるのか確認したい。
事務局	議員の年間総支給額は、１人あたり６０９万６,７２０円となっている。 今回、議員定数を２名削減した状態でスタートすることになるため、少なくともこの２倍にあたる約１,２００万円が財源として生じることになる。 ただし、この金額は報酬のみの試算である。これに加え、政務活動費として１人あたり年間２４万円を計上しており、２名分では４８万円となる。先ほどの報酬削減額と合わせると、概ね１,３００万円程度が、議員２名分にかかる経費の削減額として見込まれる。
委員	議員定数２０名で算出した場合、先ほどの１,３００万円との関係はどのようになるか確認したい。

事務局	先ほど、議員 2 名分にかかる報酬及び政務活動費の総額は概ね 1,300 万円程度であるのご報告した。この金額を逆算してみると、議員報酬の月額を 4 万円引き上げた場合に相当する金額（1,276 万 8,000 円）となる。
委員	市長より高い金額を上げるのは妥当ではないと考える。
会長	特別職はその給料のみで生活することになるが、議員については報酬以外に別途収入を得ることが可能である。
事務局	議員については、他に仕事をしながら議員活動を行っている方もいれば、専業として取り組まれている方もいる。いずれの形をとるかは、あくまでもご本人の選択によるものである。
委員	副業収入を前提とした上で議員報酬を審議することは、適切ではないと考える。 今後、若い世代が議員を志すための門戸を広げるためには、報酬の増額が必要であると考えます。
委員	この問題は、議員定数の問題と密接に関連していると考えます。 平成 27 年以降、10 年以上にわたって定数削減が行われてこなかった経緯がある。 本来であれば、今回の削減より一段階前の時点で 2 名を削減すべきであり、その上で今回さらに削減するという流れであれば、報酬増額の議論も成り立ったと思われる。 しかし、定数削減を今回初めて行い、それを理由に報酬増額を求めるという論理は、市民の理解を得にくい面がある。 定数をさらに削減することで財源が生まれ、市民にとっても納得しやすい議論になるはずである。物価上昇を理由とするだけでは、市民の納得を得ることは難しいと思われる。
事務局	議論を深めるにあたり、別紙 5 及び別紙 6 の資料をご覧いただきたい。 議長・副議長・議員それぞれの報酬月額および年額について、県内各市の状況を整理した数字の記載及び九州の類似団体における状況をまとめたものである。 いずれの資料においても、議員報酬については他市でも順次改定が進んでいる状況が確認でき、本市は現在、県内および九州類似団体の中で 5 番目から 6 番目程度の水準で推移している。

委員	議員数をさらに減らすことができれば、報酬を一定程度引き上げることも許容されるかもしれないが、現状のままでの報酬増額には賛同しかねるというのが私の考えである。
委員	現在の議会に対する評価を議論しても本質的な解決にはならない。議員のなり手不足や職責の重さを考慮した場合、物価高騰の問題だけにとどまらず、現状の報酬水準は低く、引き上げるべきであると考ええる。
委員	若い世代の意見として申し上げると、議員の大部分を年配の方が占めている現状はある程度認識していたが、これからの世代が議員を目指すためには、専業として議員活動に専念できる環境を整えること、すなわち報酬を引き上げていく方向性が不可欠であると考ええる。 現在の若い世代で政治家を志す人は周囲でもほとんど聞いたことがなく、若者や女性の参画を促進するためにも、報酬の引き上げが必要ではないかと考えている。
委員	今回、市長については2万円の増額が提案されており、現在の87万2,000円から89万2,000円となる。 一方、議長・副議長を除く一般議員の現在の月額額は38万2,000円であり、市長とは選挙の規模こそ異なるものの、同じ選挙で選ばれた立場でありながら、その報酬は市長の半分以上にとどまっている。 他市との比較においても、この水準については何らかの調整が必要ではないかと感じている。 議員報酬については、本来、生活給ではないという法律上の建前があり、専業で活動できる環境を整えるべきかどうかについては議論の余地がある。 しかしながら、市長の半分にも満たない水準であるという事実は、すでに生活給ではないという評価が十分に反映された結果とも言えるのではないかと。 具体的な金額の設定については議論が必要であるが、報酬を引き上げる方向で検討すべきであると考ええる。
会長	若い世代が議員を志すための環境整備という観点から、月額報酬の引き上げを検討することはできないか。また、期末手当についても、現状では加算率が引き下げられている状況を踏まえた上で、あわせて見直しを検討することは考えられないか。
委員	本日配付の資料4ページ、「審議にあたっての考慮すべき事項」の事項Ⅰに記載のとおり、現行の議員報酬制度は平成26年7月に1万円の減額改定が行われ

	て以降、11 年間据え置かれている。 この経緯を踏まえると、報酬を見直すとすれば、まずこの 1 万円の減額分を元の水準に戻すことが 1 つの基準線になるのではないかと考える。 ただし、これを議員のみに適用するのか、議長・副議長にも同様に当てはめるかについては、別途検討が必要である。 今回 2 名の定数削減が実現したことを踏まえ、まずはこの 1 万円を元に戻すことを第一段階とし、その後の議員構成の変化を見据えながら、次のステップとして改めて報酬の見直しを議論していくという段階的な進め方が望ましいのではないかと考える。
委員	仮に 1 万円の引き上げを行うのであれば、その名目は報酬の増額としてではなく、政務活動費として位置づける方が適切ではないかと考える。 使い道のはっきりした方がいいのではないかと思います。 その方が市民の理解は高まると思う。
委員	最低賃金が 1,000 円を超える水準となっている中、長年にわたり報酬額が据え置かれてきた現状について丁寧に説明を行うことで、報酬を増額しても、市民の理解を得ることは十分に可能であると考えます。
事務局	政務活動費は現在、年間 24 万円となっている。 今回、報酬審議会としては議員報酬についての審議をお願いしているところであるが、政務活動費の引き上げについては、答申事項ではなく申し出事項として意見を述べるのが可能である。
委員	月額報酬 1 万円の増額が妥当ではないか。
会長	議員の報酬月額については 1 万円の増額と決定する。 ※全委員の承認あり
事務局	先ほどの議論を踏まえると、かつて減額された分を元の水準に戻すことで報酬の増額とするという方向性であった。 当時の減額においては、議長・副議長についても同様にそれぞれ 1 万円の減額が行われている。この取り扱いについて、改めて議論をお願いしたい。
委員	議長及び副議長の報酬月額についても 1 万円の増額が妥当であると考えます。
会長	議長及び副議長の報酬月額については 1 万円の増額と決定する。

	※全委員の承認あり
事務局	改定の時期についてご議論をお願いしたい。 改定時期にはいくつかの選択肢がある。 本審議会の答申後、条例改正の手続きが必要となるが、直近のタイミングとしては９月議会での条例改正が可能であり、その場合は早ければ１０月１日からの改定となる。 これまで日田市において最も多いパターンは、年度替わりの４月１日からの改定である。 また、やや異例ではあるが、選挙で新たな議員が就任したタイミング、例えば５月の就任日から報酬を改定するという方法を採用している自治体もある。この場合は日割り計算が生じることになる。 以上を整理すると、主な選択肢としては、①１０月１日またはそれ以降の区切りの良い時期、②翌年４月１日、③５月の就任日、といったパターンが考えられる。これらを踏まえてご議論いただければと思う。
委員	年度替わりの４月１日が妥当ではないか。
委員	これまで年度替わり以外で改定を行ったことはあるか。
事務局	日田市においてこれまで最も多く採用されてきたパターンは、年度替わりの４月１日からの改定である。 ４月１日の改定後、１か月後には選挙が行われ、議員の改選が行われる。また、市長については７月が改選時期となり、８月初旬に就任となるため、改定後に先行してお支払いする形となるが、これまでの通例として４月１日を最も多く選択してきた。 日田市においては、少なくともここ２０年程度の間では、年度替わり以外のタイミングで改定を行った事例はないという状況である。 他市においては、年度途中の改定はある。
会長	改定の時期については、令和９年４月１日に決定する。 ※全委員の承認あり
会長	今日の審議はこれで終了いたします。 事務局から他に何かあるか。
事務局	【次回審議会開催日時の確認】

	次回は、８月５日（水）の午前１０時から開催。 次回の審議会では、答申書の確定を行う予定。
15：50	終了

※本議事録は、事務局職員の要点筆記によるものであり、発言の一部については、委員の発言趣旨をそこなわない範囲で、表現の変更、また、不足している語句の補足など必要な加筆を行っております。